

令和元年度 大東市教育委員会 6月定例会会議録

1. 開催年月日

令和元年6月28日（金） 午後1時00分～午後2時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・教育長 亀岡 治義
- ・教育委員 田中 佐知子
- ・教育委員 水野 達朗
- ・教育委員 太田 忠雄
- ・教育委員 齊藤 めぐみ

4. 出席説明員（15名）

- ・学校教育部長 澤田 芳彦
- ・学校教育部指導監 岡本 功
- ・生涯学習部長兼総括次長 南田 隆司
- ・学校教育部総括次長兼教育政策室長兼課長 北田 吉彦
- ・学校教育部教育政策室課長 藤原 成典
- ・学校教育部教育政策室課長 新井 雅也
- ・学校教育部教育政策室課長 渡邊 良
- ・学校教育部教育政策室課長兼教育研究所長 奥村 彰悟
- ・学校教育部教育政策室課長兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・学校教育部教育政策室課長兼北条青少年教育センター所長 梅本 正直
- ・学校教育部学校管理課長 清水 鉄也
- ・生涯学習部生涯学習課長 平岡 健一郎
- ・生涯学習部生涯学習課参事 黒田 淳
- ・生涯学習部スポーツ振興課長 中村 正則
- ・学校教育部教育策室上席主査 小田 恭裕

5. 傍聴者 1名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第 2 1 号
「令和元年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について
- 日 程 第 3 教委議案第 2 2 号
平成 3 1 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について
- 日 程 第 4 教委議案第 2 3 号
大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員の委嘱について
- 日 程 第 5 教委議案第 2 4 号
大東市教育委員会規則の用字の表記の整備に関する規則について
- 日 程 第 6 教委議案第 2 5 号
大東市教育委員会規程の用字の表記の整備に関する規程について
- 日 程 第 7 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第21号

「令和元年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について

「令和元年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について、委員会の議決を求める。

令和元年6月28日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

「令和元年度中学生チャレンジテスト」の結果について、実施要領に基づき、公表内容及び方法についての方針を定めるため。

1 調査目的

- (1) 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。
加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。
- (2) 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- (3) 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。
- (4) 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。

2 調査対象

- (1) 原則として、府内の市町村立中学校、義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部並びに府立中学校及び支援学校中学部（以下「学校」と言う。）の第1学年、第2学年及び第3学年を対象とする。
- (2) 特別支援学校、府立支援学校中学部及び中学校の支援学級に在籍している生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する生徒は、調査の対象としないことを原則とする。
 - ① 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒
 - ② 知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校及び府立支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

3 調査実施日

第1学年、第2学年	平成32年1月 9日(木)
第3学年	平成31年6月19日(水)

4 調査内容

- (1) 調査の対象教科は、第1学年で、国語、数学及び英語、第2学年及び第3学年で、国語、社会、数学、理科及び英語とする。また、生徒に対するアンケートを実施する。
- (2) 出題範囲は、別紙のとおりとする。
- (3) 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式の問題とする。

5 調査実施場所及び調査時間

- (1) 調査実施場所は、各学校とする。
- (2) 調査時間は、1教科あたり45分とする。

6 調査の実施体制

調査の実施体制は、以下のとおりとする。

- (1) 調査は、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、調査の一部（問題冊子等の作成・配送・回収、調査結果の採点・集計、教育委員会・学校への提供作業等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、調査にあたり、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行う。
- (3) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査実施にあたる。
- (4) 調査実施に関するスケジュールについては、別途示す。

7 調査結果の取扱い

(1) 調査結果の示し方

- ① 各学年の教科ごとの得点分布及び平均点
- ② 各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率
- ③ その他、調査の目的の達成に資する調査結果等

(2) 調査結果の提供

- ① 大阪府教育委員会は、調査の目的の達成に資するため、原則として以下の調査結果を提供する。
 - ア 市町村教育委員会に対しては、その設置管理する学校全体の調査結果、その設置管理する学校ごとの調査結果及び府全体の調査結果
 - イ 学校に対しては、当該学校全体の調査結果、各生徒の調査結果及び府全体の調査結果
 - ウ 生徒に対しては、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果
- ② 学校は、調査に参加した生徒に対して、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果を配付すること。

(3) 調査結果の活用

大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校においては、調査の目的を達成するため、調査結果を活用した多面的な分析を行い、以下のような取組みに努めることとする。

- ① 大阪府教育委員会は、調査結果を踏まえ、市町村教育委員会及び学校における取組み

に対して必要な支援等を行うなど、府内全体の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。

- ② 市町村教育委員会においては、調査結果を踏まえ、設置管理する学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、域内の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ③ 各学校においては、調査結果を踏まえ、生徒の学力の向上をめざし、自らの教育の改善に向けて取り組むこと。
- ④ 上記の取組みを進めるにあたっては、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切な連携を図ること。

(4) 教育委員会及び学校による調査結果の公表

調査結果の公表については、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況にかかる調査結果を公表する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の状況にかかる調査結果の公表に努めること。
また、自らが設置管理する学校の調査結果については、それぞれの判断において公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、教育上の効果や影響等を考慮した上で、公表することは可能であること。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ 調査結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、調査の目的に加え、調

査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

- ④ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。

なお、平均点などの数値について一覧での公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ⑤ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する中学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）の調査結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

8 留意事項

(1) 市町村教育委員会及び学校における実施・活用体制等

調査を実施するとともに、調査結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

- ① 市町村教育委員会においては、調査責任者及び調査担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応するなど、適切な実施体制を整備すること。
- ② 学校においては、調査責任者及び調査担当者を指名し、適切な実施体制を整備すること。
- ③ 市町村教育委員会及び学校においては、調査の実施にあたって、その目的や内容、調査結果の取扱い等を生徒、保護者等に周知すること。
- ④ 市町村教育委員会及び学校においては、調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ⑤ 市町村教育委員会及び学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- ⑥ 市町村教育委員会及び学校においては、調査結果の分析やこれを活用して教育施策及び教育の改善を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

- ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、生徒の個人名等を取得しない調査方法を用いる。
- ② 市町村教育委員会及び学校は、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り

扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査は、市町村教育委員会及び学校の協力を得て実施するものであるが、学校保健安全法第20条や学校教育法施行規則第63条に示される臨時休業が生じた場合など、調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、調査実施日以降に別途調査することができる。この場合、全体の集計からは除外することとするが、市町村教育委員会及び学校の求めに応じて、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。

(5) 障がいのある生徒への対応

障がいのある生徒については、学校の判断により、当該生徒の障がいの種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を行うこと。

(6) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生徒は、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、社会、数学、理科及び英語の時間に、別室等で他の生徒とは異なる学習指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことができる。なお、調査を行うにあたっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を行うこと。

(7) 調査実施マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、別途示す。

9 評定の公平性の担保に資する資料について

(1) 「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の作成

大阪府教育委員会は、調査結果を活用して、学校の評価活動の改善と充実を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を作成する。

(2) 「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の作成方法

① 作成にあたっては、調査対象校から一定数の学校（以下「抽出校」と言う。）を抽出する。

② 抽出校は、個々の生徒の当該年度の1学期及び2学期（2学期制の抽出校にあつてはそれに準じる期間）を通じた学習の実現状況に基づいて推定される成績（以下「仮評

定」と言う。)を大阪府教育委員会へ提供すること。なお、各抽出校が提供する仮評定は以下のとおりとし、具体的な提供方法等については、別途示す。

ア 第1学年 国語、数学及び英語

イ 第2学年 国語、社会、数学、理科及び英語

③ 大阪府教育委員会は、提供された仮評定と第1学年及び第2学年の調査の結果を分析し、「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を作成する。

(3) 「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の取扱い

① 大阪府教育委員会は、「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を市町村教育委員会へ提供する。

② 市町村教育委員会は、域内の学校に「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を示すとともに、それらを活用し学校の評価活動の改善と充実を図ること。

③ 学校は、「評定の範囲」、「府全体の評定平均」及び第3学年の調査結果により各校が求めた「評定平均の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実を図ること。

(4) 大阪府公立高等学校入学者選抜における「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」の活用
調査書に評定を記載する際に「評定の範囲」及び「府全体の評定平均」を活用する方法については、第3学年は平成32年度、第2学年は平成33年度、第1学年は平成34年度の大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項にそれぞれ示す。

教委議案第22号

平成31年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

平成31年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について、委員会の議決を求める。

令和元年6月28日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治義

理 由

平成31年度全国学力・学習状況調査の結果について、実施要領に基づき、公表内容及び方法についての方針を定めるため。

※平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領より抜粋

8. 調査結果の取扱い

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等を行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

教委議案第23号

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員の委嘱について

大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員5人の任期が、令和元年7月31日に満了するにつき、その後任として、大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則第2条第1項の規定により、次表の5人を委嘱する。

令和元年6月28日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治 義

氏名	専門	所属	備考
上原 真人	考古学	京都大学名誉教授・辰馬考古資料館館長	再任
内田 和伸	保存修景	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部 遺跡整備研究室長	再任
中井 均	考古学	滋賀県立大学人間文化学部地域文化学科教授	再任
中西 裕樹	中世城館	高槻市教育委員会文化財課主幹	再任
仁木 宏	日本中世史	大阪市立大学大学院文学研究科教授	再任

理 由

飯盛城跡の国史跡指定を目指すにあたり、その前提となる調査・研究について、各分野の専門家から指導・助言を受ける必要があるため。

教委議案第24号

大東市教育委員会規則の用字の表記の整備に関する規則について

大東市教育委員会規則の用字の表記の整備に関する規則を次のとおり制定する。

令和元年6月28日提出

大東市教育委員会

教育長 亀岡 治義

理 由

本市教育委員会の規則中の用字の表記を整備することについて、必要な事項を定めるため。

大東市教育委員会規則の用字の表記の整備に関する規則

令和元年6月28日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「公布規則」という。）の用字の表記の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用字の表記の整備)

第2条 公布規則中、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

および	及び
ならびに	並びに
または	又は
もしくは	若しくは
寄付	寄附
付則	附則
付属	附属

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 公布規則（この規則の施行の日前において現行の規則のうち、様式の規定があるものに限る。）の様式により作成した用紙であって、第2条の表の左欄に掲げる用字の表記があるものについては、当分の間、この規則の施行後のそれぞれの規則の様式により作成したものとみなし、使用することができる。

教委議案第 25 号

大東市教育委員会規程の用字の表記の整備に関する規程について

大東市教育委員会規程の用字の表記の整備に関する規程を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 28 日提出

大東市教育委員会

教育長 亀 岡 治 義

理 由

本市教育委員会の規程中の用字の表記を整備することについて、必要な事項を定めるため。

大東市教育委員会規程の用字の表記の整備に関する規程

令和元年6月28日

教委庁達第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、この規程の施行の際現に公布されている規程（以下「公布規程」という。）の用字の表記の整備に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用字の表記の整備)

第2条 公布規程中、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

および	及び
または	又は
もしくは	若しくは
寄付	寄附
付則	附則

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 公布規程（この規程の施行の日前において現行の規程のうち、様式の規定があるものに限る。）の様式により作成した用紙であって、第2条の表の左欄に掲げる用字の表記があるものについては、当分の間、この規程の施行後のそれぞれの規程の様式により作成したものとみなし、使用することができる。

8. 一般業務報告

1. 令和2年度使用小学校教科用図書及び令和2年度使用中学校教科用図書採択関係日程について
2. 飯盛城跡の国史跡指定について
3. 大東市教育委員会要綱の用字の表記の整備に関する要綱について

9. 会議録

亀岡教育長

それでは、6月の教育委員会定例会を開催いたします。
本日の出席状況について報告をよろしくお願いします。

澤田部長
亀岡教育長

本日の出席者は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。
議事に入らせていただく前に、先の6月定例会月議会におきまして、6月30日に任期満了を迎えられました水野教育委員の再任議案が上程をされ、満場一致で承認をされましたことをご報告いたします。それでは、引き続き教育委員に就任されます水野教育委員から一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

水野委員
亀岡教育長

(挨拶)

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によりお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第21号「令和元年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について」の提案理由の説明をお願いします。

奥村課長

日程第2 教委議案第21号「令和元年度中学生チャレンジテスト」の結果の公表について」ご説明させていただきます。

「令和元年度中学生チャレンジテスト 実施要領 (抜粋)」をご覧ください。

調査目的につきましては、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るものであることに加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供するものとなっております。

また、市町村教育委員会や学校が、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、PDCAサイクルを確立すること、学校が生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図ること、生徒一人一人が自らの学習到達状況を正しく理解し、自らの学力に目標を持ってその向上への意欲を高めることなどが目的として挙げられています。

第3学年につきましては、「3 調査実施日」にありますとおり、先日6月19日(水)に実施されました。第1学年と第2学年につきましては年明けの令和2年1月9日(木)に実施される予定となっております。調査内容は、第1学年では国語・数学・英語であり、第2学年と第3学年では国語・社会・数学・理科・英語となっております。

2ページ目の「7 調査結果の取扱い」をご覧ください。

調査結果として示されますのは、①各学年の教科ごとの得点分布及び平均

点、②各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率、③その他、調査の目的の達成に資する調査結果等でございます。

調査結果の取扱いに関してですが、3ページ下段の「(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項」をご覧ください。

調査結果については、調査の目的を達成するため、適正に取扱うものとし、公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう十分配慮することとされています。

各校の平均点や評定平均の目安等を学校ごとに公表するということになりますと、学校のランクづけがなされてしまい、実施要領の序列化や過度な競争が生じないようにする、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないように十分配慮するという事に鑑みますと、結果の公表については、昨年度までと同様、行わないものとさせていただくのが適切であると事務局としては考えております。チャレンジテストの結果の公表は、入学者選抜に使用されるという性格上、数値データによる単純比較が行われやすく、数値を上昇させることが、主たる関心事となりやすいため、適切ではないと考えます。

ご協議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第3 教委議案第22号「平成31年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について」の提案理由の説明をお願いします。

奥村課長

日程第3 教委議案第22号「平成31年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について」説明をさせていただきます。

平成31年度全国学力・学習状況調査結果の市としての公表、学校別結果の公表について公表内容及び方法につきまして、教育委員会の議決を求めるものでございます。

2枚目は、本年度の実施要領抜粋になっております。ご覧ください。

調査結果の取扱いについては、「8. 調査結果の取扱い」の「(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項」で配慮事項が定められております。

説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であって、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要であるとされています。

(イ)の②をご覧ください。公表については、市町村教育委員会が学校の状況について公表することは可能であります。個々の学校名を明らかにし

た公表を行うことについては、慎重な判断が求められています。また、各校に公表を指示する場合も慎重な対応が求められています。

(エ)の②をご覧ください。公表を行う場合は、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、分析結果を併せて公表すること、また今後の改善策も示すこととなっています。

(エ)の③の下線部ですが、市教委が学校別の公表を行う場合は、当該学校と内容や方法について事前に十分相談するとともに、市の改善方策も併せて示すことや、学校に公表を指示する場合もそれらについて事前に相談することとされています。

さらに、平均正答率などの数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこととされています。

平成28年8月12日付で、文部科学省より「全国学力・学習状況調査の結果の分析及び公表について(通知)」がありました。その中で、数値データによる単純な比較が行われ、それを上昇させることが主たる関心ごととならないよう、各教育委員会においては、報道発表も含め、調査結果の公表に際しては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう、改めて配慮するよう求めています。

これらを踏まえまして、事務局といたしましては、昨年度までにお諮りいただきました形、「市としての公表は、学校別結果を含まず、市全体の結果を市ホームページや市報で公表する。また、学校が保護者へ示す内容についても、昨年度までに準じた形で、市教委より示す共通のフォーマットにより行うこと」を原案として提案させていただきます。

ご協議いただき、ご議決いただきますよう宜しくお願いいたします。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

田中委員

確認ですが、大東市として公表するという点でよろしいでしょうか。

奥村課長

市全体の公表となります。

田中委員

もう一点ですが、子どもたちへの個人的な結果の公表はどうなりますか。

奥村課長

個人個人に対しては個票がございます。これにつきましては、学校に結果が送付されますので、それを保護者を通じて子どもたちへ伝わるかたちとなります。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第4 教委議案第23号「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員の委嘱について」の提案理由の説明をお願いします。

平岡課長

日程第4 教委議案第23号「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

本市では、「大東市歴史的資源活用基本方針」に基づき、大東の歴史的資

源を本市の魅力として磨き上げ、市民の皆様に広報させていただくことにより、大東市への愛着、郷土愛をさらに深めていただける事業に取り組んでおります。

本市と四條畷市に所在いたします「飯盛城跡」は、歴史的価値の非常に高い遺構であることから、国史跡指定に向けた、本格的な調査・研究を効果的に進めていくためには、考古学をはじめとする関連分野の専門家の観点からの指導・助言が必要であるため、平成27年8月に「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会」を設置いたしました。

規則により委員の定数は5名以内、任期は2年となっております。今回ご提案いたします5名の委員は、初年度からの委嘱となり、平成29年8月に再任され、このたび、本年7月に再委嘱期間が終了いたします。

この4年間、委員の皆様から、適宜、適切なご指導・助言をいただきました結果、平成28年度から3か年実施いたしました、発掘調査におきましては、大変、貴重な史料・データを収集することができました。

今後、令和3年度の国史跡指定の実現に向けた、さらなる調査・研究の充実には、5名の委員の皆様の専門知識が必要不可欠であることから、今回、引き続き、委嘱するものでございます。

なお、これまでの発掘調査の実績報告、進捗状況につきましては、後ほど一般業務報告でご説明申し上げます。以上、ご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

亀岡教育長

次に、日程第5 教委議案第24号「大東市教育委員会規則の用字の表記の整備に関する規則について」および日程第6 教委議案第25号「大東市教育委員会規程の用字の表記の整備に関する規程について」の提案理由の説明をお願いします。

藤原課長

日程第5 教委議案第24号「大東市教育委員会規則の用字の表記の整備に関する規則」および日程第6 教委議案第25号「大東市教育委員会規程の用字の表記の整備に関する規程」につきまして、提案理由のご説明をさせていただきます。

本規則および規程につきましては、令和元年6月27日付「大東市条例の用字の表記の整備に関する条例」が公布・施行されたことに伴い制定するものです。

「大東市条例の用字の表記の整備に関する条例」が制定されました経緯につきましては、従前より本市の例規全般において、漢字表記にすべき接続詞においても、「および」「ならびに」「または」など平仮名で表記しており、その経緯や理由は不明であります。現在、大阪府下の市町村で同様の表記をしている市町村がないことなどに鑑み、本市条例すべての文言については是

正を行うため、条例が制定されたものでございます。

したがいまして、教育委員会において定めた規則、規程、要綱に係る例規中の用字の表記についても、条例制定に合わせて是正を要することから、用字の表記の整備に関する規則、規程につきまして、今般ご議決をお願いするものです。

内容につきましては、当該規則および規程第2条のとおりでございます。

また、2条表中のうち、「および～もしくは」までの改正については、45規則が対象、規程につきましては全規程が対象で、「付則」についてはすべての規則・規程が対象で、「寄付、付属」については9規則が対象、規程においては「寄付」が1規程において対象となります。

なお、一般業務報告に掲示しております「大東市教育委員会要綱の用字の表記の整備に関する要綱」につきましても、同趣旨において是正を図るため制定するものでありますことを申し添えます。

本規則および規程は、それぞれ公布の日から施行するものといたします。

以上よろしくご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

条例に合わせて変更していただけるということですが、この教育委員会規則・規程の変更は多岐に渡ると思われますが、一つ一つについて、教育委員会定例会で変更点を確認するのか、あるいは今日をもって事務局で変更するのかどちらでしょうか。

藤原課長

今回上程させていただきました規則ならびに規定につきまして、教育委員会規則あるいは規程のうち、対象となる全ての用字を一括で変更する趣旨のものでございますので、ご議決いただき、公布させていただいた段階で一括して変更させていただきます。なお、教育委員会要綱につきましても、一般業務報告において同様の趣旨の要綱制定となります。

亀岡教育長

他にございませんか。

無いようですので、それぞれの議案について採決をさせていただきます。

初めに、日程第5 教委議案第24号「大東市教育委員会規則の用字の表記の整備に関する規則について」の賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に、日程第6 教委議案第25号「大東市教育委員会規程の用字の表記の整備に関する規程について」の賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・日程第7 一般業務報告につき要点のみを記載・・・・

①令和2年度使用小学校教科用図書及び令和2年度使用中学校教科用図書採択関係日程について

⇒令和2年度使用小学校教科用図書及び令和2年度使用中学校教科用図書

の採択に係る今後の日程を報告。

意見・質問

・教科書センターでの見本本の展示にあたり、どのような告知方法を行ったか。また、何名程度の市民が閲覧に訪れたか。
⇒教育委員会のホームページ及び市報により見本本の展示に係る告知を行い、5名が閲覧に訪れた。

②飯盛城跡の国史跡指定について

⇒飯盛城跡のこれまでの調査研究及び国史跡指定に向けた今後の取組について報告。

意見・質問

・地権者は何名いるか。
⇒地権者は個人が81名、法人が6団体。先日、地権者を対象とした説明会を開催して14名が参加した。また、今後、全ての地権者を個別に訪問し、国史跡指定に係る理解・協力を求める。

③大東市教育委員会要綱の用字の表記の整備に関する要綱について

⇒教委議案第24号「大東市教育委員会規則の用字の表記の整備に関する規則について」および教委議案第25号「大東市教育委員会規程の用字の表記の整備に関する規程について」において内容を報告。

.....

亀岡教育長

以上で本日の案件は終了いたします。

水野委員

他に委員の皆様から何かございますか。

学校では1学期が間もなく終わろうとしているなかで、4月や5月で環境に馴染んできた子どもたちが、6月や7月頃から環境に慣れたが故に少しずつ問題が発生し、不登校等の兆候が見えてきます。それがまさに今の時期ですので、もちろん学校の先生方は目を光らせて対応していただいているかと思いますが、指導主事の皆様との連携をしっかりとっていただき、早期発見に努めていただきたいと思います。また、プールの授業が始まり、私の子どもも新しいプールで楽しんでおりますけども、やはり水の事故はすごく心配な部分ではございますので、このあたり、改めて指導主事の皆様から学校へ意見交換していただき、事故には気を付けていただければと思います。

亀岡教育長

以上をもちまして、6月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和元年7月31日

亀岡教育長

田中委員